

第 67 回国連総会・新アジェンダ連合(NAC)決議
核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する
A/RES/67/34、2012 年 12 月 3 日採択

共同提案国:ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン。

前文(略)

1.NPT の各条項は加盟国をいかなる時もいかなる状況においても法的に拘束するものであり、すべての加盟国は、条約下の義務に対する厳格な遵守について全面的な責任を負わねばならないことを繰り返すとともに、すべての加盟国に対し、1995 年、2000 年、2010 年の再検討会議におけるすべての決定、決議、誓約を完全に遵守するよう求める。

2.~3.(略)

4.2010 年再検討会議において、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結末をもたらすことに対する深刻な懸念が表明されたこと、並びにすべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含めた適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認したことを繰り返し強調する。

5.~6.(略)

7.2010 年 NPT 再検討会議が、核兵器国による核兵器の開発及び質的改良の制限並びに最先端の新型核兵器の開発中止に対する非核兵器国の正統な関心を認識したことを強調し、この点に関して措置を講じるよう核兵器国に要請する。

8.すべての核兵器国が、2010 年再検討会議最終文書の核軍縮行動計画※に従い、それぞれの核兵器国でもはや軍事的に不要と判断された核分裂性物質の不可逆的廃棄を保証することを奨励する。また、兵器級ウランやプルトニウムといった関連物質を国際原子力機関(IAEA)の検証下に置く多国的取り決めの策定を開始・加速し、また、そのような物質を平和目的に転換する取り決めを行うよう核兵器国に促すとともに、すべての加盟国に対し、IAEA の文脈において、適切な核軍縮検証能力及び法的拘束力のある検証取り決めの前進を支援し、よってそのような物質が検証可能な形で軍事計画の外に恒久的に置かれることを確実にするよう求める。

9.~10.(略)

11.NPT が核軍縮及び核不拡散の実現において果たす中心的役割を引き続き強調し、すべての加盟国が、NPT の普遍化のためのいかなる努力も惜しまないよう求める。またこれに関連して、インド、イスラエル及びパキスタンが非核兵器国としてすみやかに、かつ無条件に NPT に加盟し、自国のすべての核施設を IAEA 保障措置の下に置くことを求める。

12.(略)13.すべての加盟国に対し、国際的な軍縮関連機関において、多国間の文脈の中で核軍縮の大義を前進させる努力を妨害している障害を乗り越えるために力をあわせ、2010 年再検討会議行動計画の中でジュネーブ軍縮会議に言及した 3 つの特定の勧告を即時に履行するよう促す。

14.2010 年再検討会議の行動計画の行動 5 に示された通り、核軍縮につながる措置の具体的な進捗の加速に向けて核兵器国が以下を誓約したことを想起する。

(a)行動計画の行動 3 で確認されたように、あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう。

(b)全面的な核軍縮プロセスの不可欠な一部として、種類や場所を問わずあらゆる核兵器の問題に対処する。

(c)あらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減させる。

(d)核兵器の使用を防止し、究極的にその廃棄につながり、核戦争の危険を低下させ、核兵器の不拡散と軍縮に貢献しうる政策を検討する。

(e)国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器システムの作戦態勢をいっそう緩和することに対する非核兵器国の正統な関心を考慮する。

(f)核兵器の偶発的使用の危険性を低下させる。

(g)透明性をいっそう高め、相互の信頼を向上させる。

15.核兵器国が、2000 年再検討会議の最終文書に盛り込まれた核軍縮につながる諸措置の具体的な前進を加速させるという、2010 年再検討会議※における自らの誓約を果たすことの重要性を強調する。この点に関し、核兵器国が 2012 年 6 月 27 日から 29 日にかけて、ワシントン DC で最新の進捗状況を検討するための会議を開催したことを歓迎する。また、核兵器国に対し、2014 年準備委員会に実質的進展を報告するという見地から、自国の誓約の遂行を加速させるために必要なあらゆる措置を講じるよう求める。

16.加盟国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、核軍縮に関する誓約を履行するよう、また、報告の促進に向けて、標準化された報告様式について核兵器国が可能な限り早期に合意するよう求める。

17.いくつかの核兵器国が自国の保有核兵器、政策ならびに軍縮努力についての情報提供を行ったことを歓迎するとともに、それを実施していない核兵器国に対し、同様に情報提供を行うことを要請する。

18.~19.(略)

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。

(訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)、協力:ピースデポ)